

兵庫県公報

平成21年9月29日 火曜日 第2120号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 市営土地改良事業の換地計画の認可申請に係る決定及び関係書類の縦覧（同）	1
○ 保安林の指定の予定通知（豊かな森づくり課）	2
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	2
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	2
○ 兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則に規定する知事が定める日（住宅管理課）	3
公 告	
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	3
病院局公告	
○ 県立加古川病院跡地利用事業者選定に係るプロポーザルの募集公告	4
警察本部公告	
○ 落札者等の公示	7
○ 随意契約の相手方等の公示	8

告 示

兵庫県告示第1037号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成21年9月29日

兵庫県知事 井戸敏三

吉川土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	藤田俊和	三木市吉川町水上111番地の1

兵庫県告示第1038号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、次の市に係る換地計画認可申請については、適当と決定したので、次のとおり換地計画書の写しを縦覧に供する。

なお、この決定について不服がある場合には、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議の申出をすることができる。

平成21年9月29日

兵庫県知事 井戸敏三

市の名称	地区名	縦覧の期間	縦覧の場所
洲本市	鳥飼浦地区	平成21年9月29日から 同年10月19日まで	洲本市役所 五色庁舎

兵庫県告示第1039号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成21年 9月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
多可郡多可町加美区門村字薬師田18の21、字立道673、673の1、673の2
- 2 指定の目的
水源のかん養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、北播磨県民局加東農林振興事務所及び多可郡多可町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第1040号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成21年 9月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点計画図作成）
- (2) 作業期間
平成21年 9月 4日から同年10月30日まで
- (3) 作業地域
尼崎市杭瀬本町2丁目ほか
- 2 (1) 作業種類
公共測量（4級基準点測量）
- (2) 作業期間
平成21年 9月24日から同年11月20日まで
- (3) 作業地域
尼崎市戸ノ内町地区



兵庫県告示第1041号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成21年10月1日から供用を開始する。

その関係図面は、平成21年 9月29日から2週間、淡路県民局洲本土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成21年 9月29日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道 路 の 区 域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考

県道 鳥飼浦洲本線	洲本市上内膳字小平1724番から 同 市上内膳字居屋敷1690番4まで	旧	5.0から 34.0まで	258.0
		新	5.0から 34.0まで 8.0から 34.0まで	258.0 255.0



兵庫県告示第1042号

兵庫県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第19号）附則第8項に規定する知事が定める日は、同項に掲げる駐車場のうち次に掲げるものにあつては、平成21年9月30日とする。

平成21年9月29日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	位置
尼崎尾浜高層住宅駐車場	尼崎市尾浜町2丁目
明石金ヶ崎第2鉄筋住宅駐車場	明石市魚住町金ヶ崎
宝塚山本第2鉄筋住宅駐車場	宝塚市山本丸橋4丁目

公 告

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成21年9月29日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 ジャパン豊岡店、ゲオ豊岡店、にしがき豊岡店
 所在地 豊岡市三坂町160ほか
- 2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
 名称 株式会社にしがき
 代表者の氏名 西垣俊平
 住所 京都府京丹後市大宮町口大野88番地
 外1者
- 3 変更事項
 - (1) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - ア 変更前
午前0時から翌午前0時
 - イ 変更後
午前7時30分から翌午前1時30分
 - (2) 駐車場の自動車の出入口の数
 - ア 変更前

出入口6箇所

イ 変更後

出入口1箇所、入口1箇所、出口1箇所

(3) 荷捌き施設において荷さばきを行うことができる時間帯

ア 変更前

小売業を行う者の氏名又は名称	荷さばきを行うことができる時間帯
株式会社にしがき	午前9時から翌午前0時まで
株式会社ジャパン、株式会社ゲオ	午前7時45分から午後10時40分まで

イ 変更後

小売業を行う者の氏名又は名称	荷さばきを行うことができる時間帯
株式会社にしがき、株式会社ジャパン、株式会社ゲオ	午前6時から午後10時まで

4 変更年月日

平成21年11月20日

5 届出年月日

平成21年9月4日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成21年9月29日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成22年2月1日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

病院局公告

県立加古川病院跡地利用事業者選定に係るプロポーザルの募集公告

県立加古川病院の移転後の跡地利用事業者を選定するため、下記のとおりプロポーザルを実施する。

平成21年9月29日

兵庫県病院事業 契約担当者

兵庫県病院事業管理者 前田 盛

1 趣旨

県立加古川病院の移転後の跡地については、地元の要望も踏まえ、プロポーザル方式により、医療提供機能の確保を要件の一つとして広く購入希望者を募集し、応募者から提案された土地利用計画及び跡地の購入希望価格を総合的に審査したうえで、売却先を選定することとしている。

このため、下記により、県立加古川病院跡地において、兵庫県病院局（以下「主催者」という。）が提示する要件に従って、医療提供を含む事業展開を希望する事業者の提案を募集する。

2 事業対象地

(1) 所在 加古川市加古川町粟津字西代770番1 外1筆

(2) 地目 宅地

(3) 面積 12,151.12㎡

3 提案を求める内容

事業対象地における施設の建設及び運営に関する具体的な事業計画とし、具体的な提案項目は、次のとお

りとする。

- (1) 事業方針（機能、施設構成の考え方、事業の特色、アピール点等）
- (2) 施設計画（施設・設備計画、工事計画、施設配置、建物外観等）
- (3) 事業運営計画（事業運営の考え方、事業に対する経験・実績）
- (4) 全体スケジュール
- (5) 土地購入希望価格
- (6) 資金計画（概算事業費内訳、資金調達計画、年度別資金収支予算）

4 提案者の資格要件

- (1) 提案者は、自ら事業対象地の所有権を取得し、施設整備を行う事業者及び施設運営（施設を賃貸、転売する場合を含む。）を行う事業者により構成するものとする。
- (2) 提案者は、1者とすることも複数の事業者で構成するグループとすることも可能とする。複数の事業者のグループにより提案する場合には、グループの代表者を定めるものとする。
- (3) 提案者の構成員は、他の提案者の構成員になることはできない。
- (4) 提案者は、次の要件を全て満たすものとする。
 - ア 提案する事業を円滑・計画的に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者
 - イ 提案する事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有している者
 - ウ 事業対象地の購入金額の支払能力がある者
- (5) 次の者は、提案者の構成員になることができないものとする。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りではない。）
 - ウ 法人税、消費税、地方消費税、法人事業税等について未納の税額がある者

5 提案に当たっての要件

- (1) 施設の内容
 - ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）、福祉のまちづくり条例（平成4年兵庫県条例第37号）及び加古川市景観まちづくり条例など国、県、市の関係法令等を遵守した提案とすること。
 - イ 提案内容には、医療法の規定に基づく病院又は診療所を整備し、医療提供を行う計画を含めること。
なお、主たる診療機能として内科を設けるとともに、病床を整備する場合は、保健医療計画上の制約を踏まえること。
 - ウ 事業対象地を次の用途に使用してはならない。
 - (イ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用途
 - (ロ) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用途
 - エ 主催者が認めた場合を除き、事業開始後10年間は用途を変更してはならない。
- (2) 提案者の責務
 - ア 現有施設の解体・撤去、建物に据え付けられていて容易に切り離せない設備・機器類（家庭用壁掛型エアコンを含む。）の撤去及び施設整備その他必要な工事等については、提案者の負担で行うこと。ただし、現有施設の解体・撤去前に主催者において土壌汚染調査を行う。また、調査結果に基づく必要な対応についても、提案者による解体・撤去後に、主催者において実施する。
 - イ 工事着手は、土地の引渡し後1年以内に行い、5年以内に施設の建設を完了させるとともに、事業運営を開始すること。
 - ウ 事業計画や工事の実施等に係る周辺地域への説明、関係機関との調整等は、事業者の責任において適切に行うこと。
- (3) 最低売却価格
次のとおり最低売却価格を設定し、それ以下の提案は認めない。
511,150,000円（42,066円/m²）

6 募集手続

(1) 事務局

兵庫県病院局企画課 病院整備担当

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号（兵庫県庁西館2階）

電話（078）362-9169 FAX（078）351-2883

電子メールアドレス byouinkikakuka@pref.hyogo.lg.jp

(2) 募集要項の配布

ア 配布期間 平成21年9月29日（火）から同年11月20日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 配布場所 上記(1)と同じ

ウ 募集要項は、兵庫県のホームページ（http://web.pref.hyogo.lg.jp/ha01/ha01_000000037.html）から、ダウンロードにより取得することもできる。

(3) 質疑書の提出

ア 提出方法 持参又は郵送とする。

また、併せて電子データを電子メール等により送付すること。

イ 受付期間 平成21年9月29日（火）から同年11月6日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、平成21年11月6日（金）必着とする。

ウ 提出場所 上記(1)と同じ

エ 回答方法 随時、質疑書を提出した者及び提案申込者全員に文書により回答する。

(4) 提案申込み

ア 提出方法 持参又は郵送とする。

イ 受付期間 平成21年11月9日（月）から同月20日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、平成21年11月20日（金）必着とする。

ウ 提出場所 上記(1)と同じ

(5) 提案書類の提出

ア 資格 提案書類の提出は、提案申込みを行った者に限り行うことができる。

イ 提出方法 持参又は郵送とする。

ウ 受付期間 平成21年12月14日（月）から同月22日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

郵送の場合は、平成21年12月22日（火）必着とする。

エ 提出場所 上記(1)と同じ

7 事業予定者の選定

(1) 選定方法

外部の学識経験者、地元関係団体の代表者等で構成する「県立加古川病院跡地処分検討委員会」（以下、「委員会」という。）における提案内容に対する審査点と購入希望価格を点数化したものの合計点が最も高い提案者を事業予定者とし、次点の者を次順位事業予定者として選定する。

(2) 事業予定者の決定

事業予定者及び次順位事業予定者は、委員会の選定結果に基づき、主催者が決定する。

8 契約協議

主催者は、決定した事業予定者と提案内容に基づき、土地売買契約締結に向けた協議を行う。ただし、審査結果通知後60日以内に契約に至らなかった場合は、事業予定者の決定を取り消し、次順位事業予定者と契約協議を行う。

事業予定者の取消し後60日以内に次順位事業予定者とも契約締結に至らなかった場合は、次順位事業予定者の決定を取り消し、本公告及び募集要項に基づく跡地利用事業者の選定を中止する。

9 その他

(1) 書類作成において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。

(3) 売買代金

売買代金は、県の指定する方法で指定する期日までに支払うものとする。ただし、既に納入された契約保証金は売買代金に充当する。

(4) 提案に当たっての留意事項

ア 本公告及び募集要項の承諾

提案者は、提案申込書の提出をもって、本公告及び募集要項の記載内容等を承諾したものとみなす。

イ 提案費用の負担

提案に要する費用は、提案者の負担とする。

ウ 提出書類修正等の禁止

主催者が認めた場合を除き、提案された内容を変更することはできない。

エ 著作権

提案書類等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、主催者は、募集事業に関する報告等のために必要な場合には、提案書類の内容を無償で使用できるものとする。

オ 提案書類等の公表

主催者は、提案書類その他提案者から提出された書類は公表しない。ただし、提案の概要については公表する場合がある。

カ 提案書類等の取扱い

提案書類及びその他提案者から提出された書類は返却しない。

キ 提案の無効に関する条項

次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

なお、この場合において新たな提案は認めない。

(7) 本公告及び募集要項に違反した場合

(イ) 著しく信義に反する行為を起こした提案者が行った提案

(ロ) 虚偽の記載のある提案

(ニ) その他提案のあった計画を遂行するにふさわしくないと認められた場合

(5) その他

詳細は、募集要項による。

警 察 本 部 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成21年9月29日

契約担当者

兵庫県警察本部長 北 村 滋

- 1 落札に係る物品等又は役務の名称及び数量
阪神ブロック振り込め詐欺防止広報啓発支援委託事業
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 落札者を決定した日
平成21年8月25日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社シンリュウ 宝塚市安倉中2丁目4番8号
- 5 落札金額
57,750,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成21年7月28日



随意契約の相手方等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

平成21年9月29日

契約担当者

兵庫県警察本部長 北 村 滋

- 1 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量
 - (1) 神戸ブロック振り込め詐欺防止広報啓発支援委託事業
 - (2) 東西播ブロック振り込め詐欺防止広報啓発支援委託事業
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
兵庫県警察本部会計課 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成21年8月27日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 株式会社セプレ24 神戸市中央区下山手通2丁目13番3号
 - (2) 同 上
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) 61,246,500円
 - (2) 81,270,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
政府調達に関する協定第15条第1項(a)による。